現行

## 信用リスク検査用マニュアル

#### 〇 自己査定に関する検査について

	(別表)						
自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備  考		項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(1	) (略)	(略)	(略)	(略)
債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、格付機関の格付、信用務付の情報などに基づき、合理のとれたものとないを検証する。また、依付を行って、るいまでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、ないでは、	(注)「 <mark>格付機関</mark> 」と は、 <mark>「企業内容等の</mark> 開示に関する内閣 府令第1条第13 号の2に規定する 指定格付機関を指 定する件」による 格付機関 以下同じ。	(2		付、信用調査機関の情報などに基づき、債務 者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行 う。また、信用格付は、次に定める債務者区	付が、債務者の財務内容、 <mark>信用格付業者の格</mark> <mark>付</mark> 、信用調査機関の情報などに基づき、合理	(注)「 <mark>信用格付業</mark> 者」とは、 <mark>金融商 品取引法第2条第 36 項に定める信用 格付業者のこと</mark> を いう。以下同じ。
(略)	(略)	(略)	(3	) (略)	(略)	(略)	(略)
について、以下のとおり区分し、優良担保の 処分可能見込額により保全されているものに	が講じられているものが区分され、担保評価 及びその処分可能見込額の算出が合理的なも			調整	について、以下のとおり区分し、優良担保の 処分可能見込額により保全されているものに ついては、非分類とし、一般担保の処分可能 見込額により保全されているものについて は、Ⅱ分類とする。また、担保評価及びその 処分可能見込額の算出は以下のとおりとす	が講じられているものが区分され、担保評価 及びその処分可能見込額の算出が合理的なも	
金のある保険等(満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金	かを検証する。 イ.「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。  (債券) (()~(ニ)(略) (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券  (^)(略)	(略)			金のある保険等(満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金 銭の信託をいう。以下同じ。)及び決済確実な	かを検証する。  イ.「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。  (債券) ((1)~(二)(略) (木) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券(へ)(略)	(略)
	(略)  (略)  (略)  (商務者の財務内容、格付機関による格付、の信務者機関の情報などにを開格付を基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて定める債務者区分と整合的でなければならない。  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略	(略)  (略)  (略)  ((略)  ((中)  (	(略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)	(略)  (略)  (略)  (略)  ((略)  ((田)  ((	(略)	(義) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	(株)

#### 改定案

## 信用リスク検査用マニュアル

〇 自己査定に関する検査について (別表)

(5	(別表)							
Į	頁 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考				
	債権の分類 5法	(略)	(略)	(略)				
(1)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(2)	信用格付	債務者の財務内容、 <mark>信用格付業者</mark> による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、信用格付業者の格付。信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務である。とれたものとなってもででである。また、被検査保険会社内部のデータに基ーを信頼性及び標本数が十分と認められる場合である。は、所名である。は、所名である。は、所名である。は、所名である。は、所名である。は、所名では、の信用調査機関等のでは、の見通になる当該債務者の評価のよどに、信務者の評価が定には、のきには、の当該債務者の評価が定に、信用格付の正確により検証されているかを検証する。	(注)「 <mark>信用格付業</mark> 者」とは、 <mark>金融商 品取引法第2条第 36 項に定める信用</mark> <mark>格付業者のこと</mark> を いう。以下同じ。				
(3)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	担保による	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、 I 分類とする。また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	左記に掲げるとおり、担保により保全措置 が講じられているものが区分され、担保評価 及びその処分可能見込額の算出が合理的なも のであるかを検証する。					
1	優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻 金のある保険等(満期返戻金のある保険・共 済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金 銭の信託をいう。以下同じ。)及び決済確実な 商業手形等をいう。		(略)				
			(債券) (イ)~(ニ)(略) (ホ) <mark>信用格付業者</mark> による直近の格付符号が 「BBB(トリプルB)」相当以上の債券 を発行している会社の発行するすべての 債券 (^)(略)					

	:	現行				女定案	为J 祚氏 1 2
		(イ)・(ロ)(略) (ハ) <mark>格付機関</mark> による直近の格付符号が「B BB(トリプルB)」相当以上の債券を発 行する会社の株式				<ul><li>(イ)・(ロ)(略)</li><li>(ハ) 信用格付業者による直近の格付符号が 「BBB(トリプルB)」相当以上の債券 を発行する会社の株式</li></ul>	
		(外国証券) (イ)~(-)(略) (本) 格付機関の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。				(外国証券) (イ)~(ニ)(略) (ホ) 信用格付業者の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。	
②~④ (略)	(略)	(略)	(略)	②~④ (略)	(略)	(略)	(略)
(5)~(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(5)~(12) (略)	(略)	(略)	(略)
2.有価証券の 分類方法				   2.有価証券の   分類方法			
(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 対い券目責応社株をと難る証明な有期債備、連びすめめ他評な有期債備、連びすめめ他証ののて証有、対会社価こ困れ価ので証有、対会社価こ困れ価ので証有、対会社価こ困れ価のでで記				(3) 対い券目責応社株をと難る証 (5) 対い券目責応社株をと難る証価とい満の準券関及握極認の) は何のて証有、対会社価こ困れ価ので証有、対会社価こ困れ価ので証有、対会社価こ困れ価			
① <b>债券</b>	債券については、原則として、以下のイ~ハの区分に応じて分類を行う。  イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿 価額を非分類とする。 (イ)~(ニ)(略) (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発 行している会社の発行するすべての債券	イ. 債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略) ロ. (略)		① 債券	<ul> <li>債券については、原則として、以下のイ~ハの区分に応じて分類を行う。</li> <li>イ. 非分類債券         次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。         <ul> <li>(イ)~(二)(略)</li> <li>(ホ) 信用格付業者による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券</li> </ul> </li> <li>ロ.・ハ.(略)</li> </ul>	イ. 債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (略) ロ. (略)	
2 株式	ロ.・ハ. (略) 				ロ.・ハ. (略) 		
14-14	ハの区分に応じて分類を行う。	されているかを検証する。		1426	ハの区分に応じて分類を行う。	されているかを検証する。	

	現行						
③ 外国証券	イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿 価額を非分類とする。 (イ) (略) (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BB(トリプルB)」相当以上の債券を発 行する会社の株式	(略) 外国証券について、左記に掲げるとおり、	(略)	③ 外国証券	イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿 価額を非分類とする。 (イ) (略) (ロ) 信用格付業者による直近の格付符号が 「BBB(トリプルB)」相当以上の債券 を発行する会社の株式 ロ.・ハ.(略)  外国証券については、原則として、以下の イ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 イ. 非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、 帳簿価額を非分類とする。 (イ)・(ロ)(略) (ハ) 信用格付業者の格付符号が「BBB(ト リプルB)」相当以上の債券を発行してい る会社の発行するすべての債券及び同債 券を発行する会社の発行する株式 ロ.(略)	(略) 外国証券について、左記に掲げるとおり、	(略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

### 〇 償却・引当に関する検査について

(別表)

項	目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備  考
1. 貸倒引	当金	(略)	(略)	(略)
(1) 一般貸f 当金	倒引	(略)	(略)	(略)
(2) 個別貸( 当金及び 償却		(略)	(略)	(略)
1 • 2 (	略)	(略)	(略)	(略)
③ 特定海绵 権引当勘算		特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、格付機関による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。 (略)	
(以下略)		(以下略)	(以下略)	(以下略)

# O 償却・引当に関する検査について (別<del>表</del>)

(方) 表)			
項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
1. 貸倒引当金	(略)	(略)	(略)
(1) 一般貸倒引 当金	(略)	(略)	(略)
(2) 個別貸倒引 当金及び直接 償却	(略)	(略)	(略)
①・② (略)	(略)	(略)	(略)
③ 特定海外債 権引当勘定	特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする額を大況、経済状況、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、信用格付業者による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。(略)	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)